



亜硝酸態窒素に係る水質基準に関する省令等の改正について(案)

平成 25 年 6 月 21 日に厚生労働省健康局水道課において、第 1 回水質基準逐次改正検討会が開かれ、亜硝酸態窒素における水質基準等の省令改正等について審議が行われました。

食品安全委員会から食品健康影響評価が示されたことから、厚生科学審議会生活環境水道部会において審議がなされ、暫定値を取りやめた基準値の変更及び、水質管理目標設定項目から水質基準へ位置づけるものとし、関係する省令や告示等を改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用される予定です。

表 1 亜硝酸態窒素に係る水質基準等の設定案

基準の種類		基準案
水質基準		0.04mg/L 以下
薬品基準		0.004mg/L 以下
資機材材質基準		0.004mg/L 以下
給水装置 浸出性能 基準	水栓その他末端 給水用具	0.004mg/L 以下
	末端以外の給水 用具又は給水管	0.04mg/L 以下

当社は水道法 20 条に係る水質検査機関として、長年の水質分析の実績がありますので、一度ご相談ください。

資料 2013 年 6 月 21 日付 平成 25 年度第 1 回水質基準
逐次改正検討会資料

生活環境箇所 大塚卓也

「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」を公布

「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が平成 25 年 6 月 10 日に公布され、7月1日から施行されました。

今回の省令改正は、水質汚濁防止法におけるほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準について、前暫定措置が平成 25 年 6 月 30 日をもって適用期限を迎えたことから、以降の暫定排水基準を対象となっていた 15 業種に対して定めたものです。

また、平成 25 年 4 月 19 日から 5 月 20 日にかけて実施された意見募集の結果も公表しました。

対象の 15 業種は、ほうろう鉄器製造業、うわ薬製造業、貴金属製造・再生業、電気めっき業、ほう酸製造業*、金属鋳業、粘土瓦製造業、化学肥料製造業*、酸化コバルト製造業、ジルコニウム化合物製造業、モリブデン化合物製造業、バナジウム化合物製造業、旅館業、畜産農業、下水道業です。このうち、2 業種(*付の業種)は一般排水基準へ移行、残りの 13 業種は 3 年間を期限に暫定排水基準値を強化、又は現行のまま延長となります。

当社では、排水分析に関して長年の分析実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 2013 年 6 月 10 日付 環境省報道発表資料

化学分析箇所 長谷川知草

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [1. H.23 年度土壤汚染対策法施行状況等に関する調査結果について](#)
- [2. 廃棄物処理施設整備計画の閣議決定について](#)
- [3. 廃棄物情報の提供に関するガイドライン\(第 2 版\)について](#)
- [4. 「化学物質のリスク評価検討報告書\(第 1 回\)」を公表](#)

臨時休業について (お知らせ)

誠に勝手ながら、当社では下記のとおり臨時休業させていただきます。何かとご迷惑をおかけすることとは存じますが、悪しからずご了承くださるようお願い申し上げます。

臨時休業 8 月 14 日 (水)



“放射能測定”においても ISO/IEC 17025 の試験所認定を取得!

ISO/IEC 17025 の認定について、既に取得している化学試験に加えて、放射能測定が平成 24 年 9 月 4 日付で追加認定されました。これにより、当社における放射能測定は、技術的に適格かつ、妥当な結果を出す能力があることが国際的に認められたこととなります。

